

岩見沢市小規模事業者等 事業再構築促進補助金

対象になる事業 [詳しくは市商工労政課にご相談ください]

新分野展開 業種転換 事業転換

- **新商品や新サービスを提供又は製造し、新たな市場に進出する事業**
(例) レストランの事業者が新たに料理教室を開始

業態転換

- **商品・サービスの新たな提供方法又は製造方法を導入する事業**
(例) レストランの店の一部をテイクアウト受け渡しスペースに改装し、新たにテイクアウト事業を開始

申請期間

令和3年5月6日(木)
～令和3年9月30日(木)
※9/30の当日消印有効
(事業期限 令和4年2月28日(月))

補助金額 (補助率 1/2 以内)

25万円(下限)～50万円(上限)

- ・事業費 50万円～150万円が対象
- ・事業費 150万円以上は国の「中小企業等事業再構築促進事業」をご活用ください

対象になる経費

- ◆建物費 ◆広告宣伝・販売促進費
- ◆機械装置・システム構築費
- ◆外注費 ◆研修費 ◆運搬費
- ◆技術導入費 ◆専門家経費
- ◆クラウドサービス利用費
- ◆知的財産権等関連経費

補助対象者

- ◆市内に店舗等を有する中小企業者
(令和3年3月31日までに創業した方)
- ◆売上10%以上減
(前年又は前々年の同月と比較)
- ◆北海道スタイルを実践
- ◆事業計画を作成し、市から補助金申請の許可を受けた方
- ◆暴力団等の反社会勢力ではない

事業の流れ



実線は申請者の手続き、点線は市での手続きになります。

詳しくは市 HP に掲載中の申請要領にてご確認ください。

[申請先・問合せ]

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市経済部商工労政課

TEL 0126-23-4111 (内線 272,271) 平日 8:45～17:30